

市町村設置型合併浄化槽使用料の改定について

▼使用料改定の経緯

本市では、緒方町において農業集落排水事業の計画区域外を対象に平成6年度から平成20年度にかけて662基の合併浄化槽を設置してきました。その後、市民負担の公平性を確保する観点等から、平成21年4月から新たな市町村設置型合併浄化槽の設置を廃止することにより、個人設置型合併浄化槽に一本化することとしました。しかし、これまでに設置した浄化槽については、引き続き市が維持管理を行い、使用者から料金を徴収して事業運営を行っています。

具体的な状況としては、現在、市内には約7,000基の合併浄化槽が設置されていますが、市町村設置型合併浄化槽の使用料と個人設置型合併浄化槽の維持管理費用には大きな差が生じています。このような状況を解消し、公平性を確保するために、まず、令和3年度から、市町村設置型合併浄化槽の個人移譲を進めてきました。しかし、令和6年10月現在で、すべての移譲が完了していないことから、引き続き市の特別会計での事業を継続しています。

こうした状況から、今回市町村設置型合併浄化槽の使用料を改定させていただくこととなりました。

▼使用料の算定

現行の算定方法の問題点

個人設置型合併浄化槽では、各世帯が人槽に応じた維持管理費用を負担しています。一方で、市町村設置型合併浄化槽の使用料は世帯の人数に基づいて設定されているため、個人設置型合併浄化槽の維持管理費用と市町村設置型合併浄化槽の使用料には大きな差が生じています。

◆算定方法は、現行の「人数」による算定方法から、「人槽（浄化槽の大きさ）」による算定方法に変更します。

○人数算定（現行）…世帯人数により定めた使用料を徴収する算定方法です。

○人槽算定（改定）…人槽ごとに定めた使用料を徴収する算定方法です。

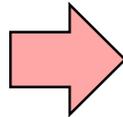
◆使用料は、維持管理費及び事務費や修繕料を見込んだ経費で算定します。

維持管理費…浄化槽の保守管理委託料に係る経費及び法定検査手数料。
事務費及び修繕料…過去5年間の実績から算出した1基あたりの費用。

▼新旧料金の比較（算定方法）

改定前 使用料（**人数算定**）

区分	月額	年額
1人	1,920円	23,040円
2人	3,170円	38,040円
3人	4,430円	53,160円
4人	5,690円	68,280円
5人	6,320円	75,840円
6人	6,950円	83,400円
7人	7,570円	90,840円
8人	8,200円	98,400円



改定後 使用料（**人槽算定**）

区分	月額	年額
5人槽	4,100円	49,200円
6人槽	4,250円	51,000円
7人槽	4,960円	59,520円
8人槽	5,400円	64,800円
10人槽	6,180円	74,160円
21人槽	10,690円	128,280円
25人槽	11,650円	139,800円
5人槽 性能評価型	3,940円	47,280円

〒879-7198

豊後大野市三重町市場 1200 番地

豊後大野市役所 上下水道課 管理係

TEL : 0974-22-3136